

十七世紀後半の日朝関係と対馬藩

——権現堂送使の新設交渉を中心に——

李 咳 鎮

【要約】幕藩制国家の中で朝鮮との関係を司っていた対馬藩は、貿易に藩財政を依存していた。そして対馬藩は、外交・貿易船である送使の増設を朝鮮側に求めていた。その一環として要請された「権現堂送使」は、朝鮮との国交回復を藩に任せ、兩國に平和をもたらした存在とされる東照大権現への供養を名目としたものである。本稿は、この権現堂送使に着目し、その新設交渉の過程から日朝関係における対馬藩と朝鮮側双方の立場を照射する試みである。東照大権現への供養という送使の名分には、幕府の承認を要するが、藩が独自に活用して財政の拡充を目指したことがまず注目される。対馬藩は一旦、朝鮮側と合意に至ったものの、幕府の承諾を得ることはできなくなり、結局権現堂送使の新設を諦めざるを得なかった。しかし、その後も対馬藩は、朝鮮との交渉において権現堂送使を建前とし、藩の利益に関わるその他の外交案件を達成する手段として活用していった。

史林 一〇〇巻四号 二〇一七年七月

はじめに

近世日本の対外関係のあり方を指す「鎖国」制^①については、徳川幕府が外国との窓口をいわゆる「四つの口」に限定し、直轄領の長崎を中心に、ほかの三つの藩（薩摩・対馬・松前）に外国との関係を管掌させていたと説明されてきた。また、「鎖国」制の産物として、幕藩制国家は東アジアにおいて自己を中心とした「国際」秩序を設定し、国内で樹立した権威

の「国際」的確認、すなわち「日本型華夷意識」を形成していたとされ^③されている。それに関わる演出として幕府は、「鎖国」制が根付く時期である十七世紀半ばにおいて、初代將軍徳川家康を祀った日光東照宮へ外国からの使節を参詣させている。異国使節の日光東照宮参詣によって、東照大権現は朝鮮や琉球に対して平和をもたらし^④、他国との関係を庇護する神として設定されていたといえよう。さらに、幕府による家康の神格化は諸藩にも影響を及ぼし、東照宮は「公儀」と徳川家の守護神として諸大名に勧請・崇敬されていた^⑦。

異国使節の東照宮参詣について真栄平房昭は、琉球使節の日光・上野・鹿兒島東照宮参詣の検討から、薩摩藩にとつて東照大権現の「御威光」が琉球支配の現実を支える道具として利用されていたと論じた^⑧。また、対馬藩が参画した朝鮮通信使の日光参詣についても数多くの研究が存在するが、その中でも注目されるのは、対馬藩内に勧請された東照宮に言及した山口華代の研究である。山口は、通信使の日光参詣を概観した上で、対馬藩が藩内の東照宮に通信使を参詣させようとした計画を分析し、その理由が対馬東照宮への香火船（祭祀費用の提供を名目とする外交・貿易船）の設置を朝鮮側に要請するためであったと指摘している^⑩。

このように、藩が東照宮をめぐる儀礼を執り行おうとした理由は、それが藩にとつても有用な面を持っていたからである。また、「四つの口」の藩が相手国との間で企てた東照宮儀礼は、幕府の合意を得ないまま、藩が主導した小さな外交儀礼であり、そこには藩独自の何らかの意図が含まれていることを推測させる。したがって、「四つの口」における藩独自の東照宮政策を把握することで、近世の対外関係が藩という主体を含め、より多面的に理解されると考えられる。

かかる問題について考察するため、本稿においては対馬藩に目を向けることとしたい。対馬藩は、山口の指摘の通り、十七世紀後半に東照大権現への供養を名目とする「権現堂送使」^⑪という外交・貿易船の新設を朝鮮側に要求していた。

「権現堂」とは、朝鮮側や対馬藩が対馬東照宮を呼んだ名称であり、権現堂送使は藩内に勧請された東照宮の活用のある方について考察する重要な素材であるといえよう。ところが、当該期における権現堂送使の新設交渉は、三〇余年間続け

られ、結局は頓挫してしまふ。ただし、権現堂送使の新設交渉について、山口の研究では言及されていないが、注目しなければならぬところがある。それは、権現堂送使の新設を朝鮮側が一度は承諾したということである。

この事実と言及したのは、雨森芳洲の対朝鮮外交を分析した米谷均である。芳洲の記録から米谷は、十七世紀における権現堂送使の新設要請は、実は対馬藩が本当に新設を目論んだものではなく、朝鮮側に圧力をかける手段として利用されたということを描いている。¹² 十七世紀後半に対馬藩は、貿易仕法の改正や倭館移館交渉など、朝鮮との間で藩の利益をめぐる様々な交渉に直面していた。よって、当該期の朝鮮関係について、米谷の指摘を踏まえて対馬藩の真意を想定しながら、権現堂送使の件を含めて全体的に再検討する作業が求められる。言い換えれば、権現堂送使の新設要請についてたゞ頓挫したという結果に止まらず、より深層的な考察を加えることで、「四つの口」の一つとして朝鮮との外交・貿易を司っていた対馬藩の立場が捉えられ、さらには十七世紀後半における日朝関係の新たな性格も把握しうると考えられる。

そこで、権現堂送使の新設計画や朝鮮側との交渉推移、そして最終的にそれが霧散する過程を、当時対馬藩が置かれた状況から照射し、対馬東照宮をめぐる藩の思惑に接近したい。それに先立ち、芳洲の記録に着目した先行研究の指摘を参照し、十七世紀後半において権現堂送使の新設要請が有していた表裏二面性を究明する。そこから、権現堂送使が持つ意味合いを、当該期における日朝関係の全体像から同時代的な立場で明らかにしたい。続けて、権現堂送使に関わる言説を通じて、対馬藩の東照宮政策が持つ特性、また日朝関係や幕藩関係についての藩の立場や認識も読み取ることを目指す。

なお、分析に当たっては、対馬藩の史料だけでなく、朝鮮側の史料も積極的に活用する。なぜなら、権現堂送使の新設は朝鮮に対する要請であったため、朝鮮側の史料から関連内容が多く見受けられる一方、それについての分析は、十分とはいえないからである。これまでは綿密に検討されてこなかった朝鮮側の史料を用いることで、幕府や対馬藩側の記録には残されていない多くの事実を新たに明らかにすることができ、また権現堂送使の新設要請に対する朝鮮側の立場も把握しうると考えられる。

- ① 朝尾直弘『鎖国制の成立』（朝尾直弘著作集）第三卷、岩波書店、二〇〇四年、初出一九七〇年）。
- ② 荒野泰典『大君外交体制の成立』（近世日本と東アジア）東京大学出版会、一九八八年、初出一九八二年）一六一頁。
- ③ 前掲注①朝尾論文、三三三頁。
- ④ 倉地克直『公儀の神と民衆』（近世の民衆と支配思想）柏書房、一九九六年）一七三頁。
- ⑤ 徳川家康の神格化については、曾根原理『徳川家康神格化への道——中世天台思想の展開——』（吉川弘文館、一九九六年）、野村玄『天下人の神格化と天皇』（思文閣出版、二〇一五年）などを参照。
- ⑥ 江戸時代、諸藩が勧請した東照宮に関しては、総合的な研究として、高藤晴俊『家康公と全国の東照宮』（東京美術、一九九二年）、中野光浩『諸国東照宮の史的研究』（名著刊行会、二〇〇八年）などがある。また、個別藩の事例については、倉地克直『東照宮祭祀について』（前掲注④著書）、中野光浩『仙台東照宮祭祀』（上掲書、初出一九九六年）など、様々な研究が行われている。
- ⑦ 朝尾直弘『將軍政治の権力構造』（前掲注①著書、初出一九七五年）二六四頁。江戸時代における「公儀」の概念については、藤井讓治『「公儀」国家の形成』（幕藩領主の権力構造）岩波書店、二〇〇二年）も参照。
- ⑧ 真栄平房昭『幕藩制国家の外交儀礼と琉球——東照宮儀礼を中心に——』（歴史学研究）六二〇、一九九一年）。
- ⑨ 朝鮮通信使の日光参詣に関する代表的な研究は、三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年）、李元植『朝鮮通信使の研究』（思文閣出版、一九九七年）などがある。
- ⑩ 山口華代『近世日本の外交儀礼と東照宮信仰——対馬藩の東照宮勧請を中心に——』（松原孝俊編『グローバル時代の朝鮮通信使研究——海峡あれど国境なし——』花書院、二〇一〇年）。
- ⑪ 朝鮮側の史料には「権現堂送使」という表現より、「権現堂香火の資」や「権現堂請船事」などと記されている場合が多い。しかし、その中身は後述するように、「万松院送使」の前例に従って対馬藩から朝鮮へ派遣する送使の新設を求めることであり、また『典客司日記』第六、孝宗八年（一六五七）二月二十三日の記事に「権現堂送使」という用例が確認される。よって、本稿では対馬東照宮への祭祀費用の提供を名目とし、対馬藩が朝鮮側に新設を要請した香火船を、「権現堂送使」と称する。
- ⑫ 米谷均『雨森芳洲の対朝鮮外交——「誠信之交」の理念と実態——』（朝鮮学報）一四八、一九九三年）。
- ⑬ 田代和生『兼帯の制』成立と貿易仕法の改変』（近世日朝通交貿易史の研究）創文社、一九八一年）。
- ⑭ 倭館移館交渉については、田代和生『草梁倭館の設置と機能』（前掲注⑬著書）、尹裕淑『草梁倭館への移館と倭館の造営・修理・改建』（近世日朝通交と倭館）岩田書院、二〇一一年、初出二〇〇三年）などを参照。

一 対馬東照宮の勸請と権現堂送使

(一) 朝鮮との国交回復と対馬藩の送使船貿易

まず、十七世紀初期における対馬藩の状況を通じて、対馬東照宮の勸請経緯を検討していきたい。

対馬は、島内での自給自足ができず、従来朝鮮との貿易に依存していたが、「文祿の役」によって朝鮮との関係は断絶し、危機が迫った。そのため、戦争が終わると、対馬の宗家は朝鮮との交渉を試みた。一方、関ヶ原の戦いの後、日本の第一実力者になった徳川家康も、朝鮮との国交回復を宗義智に任せた。そして対馬藩は、被虜人送還を行いながら朝鮮との講和交渉に臨み、朝鮮側から「回答兼刷還使」を招くことに成功した。朝鮮との交渉において対馬藩は、国交回復は家康の意向によるものであると朝鮮側へ宣伝し、日朝関係の仲介者という自身の位置づけを強調することで、外交・貿易に關わる従来の特権を幕府や朝鮮から認められようとしている^①。

また、朝鮮との貿易再開をめぐつても対馬藩は、慶長十四年（一六〇九）に己酉約条の締結を達成した。己酉約条により、朝鮮側は対馬藩に二〇隻の年礼送使（歳遣船）^②を派遣する権利を許可した。日本から朝鮮へ渡航する使船である送使は、中世には様々な派遣主体が存在したが、己酉約条によって送使派遣の権利は実質的に対馬藩に限定された。また、対馬藩は送使を「貿易のため二罷渡候事」^③として認識していた。送使の派遣には物品の進上（柳川一件の後には「封進」と称す）・回賜が伴うとともに、一定量の貿易（公貿易）も許可されたため、対馬藩に固定収益をもたらしたからである。

一方、己酉約条によって対馬藩は送使の派遣権利を回復したものの、「文祿の役」への参加を朝鮮側に責められ、戦争以前に比べて歳遣船の削減を余儀なくされた。また、以前には外交・貿易上の特別な交渉の際に派遣され、歳遣船定約数の枠外におかれていた「特送船」も、二〇隻の歳遣船に組み入れられるようになった。そのため、対馬藩は減少した貿易

量の挽回を企て、様々な名目を通じて朝鮮側に「図書」^④の支給を要請した。図書は、日本人に通行権を認めるために朝鮮側が支給した銅印であり、送使を派遣して貿易する権限を保障するものでもあった。そして、対馬藩は己酉約条で定められた歳遣船とは別に、図書の受領を通じていわゆる規外送使である「受図書船」を増やそうとしたのである。逆に、朝鮮側にとっては、送使の新設による貿易支出が経済的な負担になったため、できるだけこれを避けようとした。

なお、朝鮮から送使の新設が許されると、対馬藩は幕府にその事実を報告して認可を得ていた。後に、対馬藩が朝鮮貿易をいわゆる「知行同然」^⑤と唱えたことをみても、送使の増設による貿易額の増加は、対馬藩にとって一種の知行の増加に比肩するといえよう。ただし、享保十三年（一七二八）に雨森芳洲が著した『交隣提醒』には、送使について次のように記されている。^⑥

公儀へ前々より被仰上候ハ、両国誠信之詛を以年中ニ式十五船ツ、被指渡候と被仰上置、商船と申事ハ終ニ被仰上無之候、精キ御尋無之候ハ、此方より商船と申事被仰上候ニハ及申間敷候、

すなわち対馬藩は、「式十五船」の送使（歳遣船二〇隻と受図書船）の役割が貿易でなく、外交のためであると、幕府に對しては曖昧に報告していたことが分かる。ここからは、送使の増設計画は対馬藩の所管であり、幕府から問われることがない限り、送使の経緯を具体的には報せていなかった様子がかがえる。

その後、朝鮮との貿易体制は、対馬藩の御家騒動でありながら、国書改竄によって外交問題にまで発展した寛永十二年（一六三五）の「柳川一件」^⑦を機に改変された。まず、幕府や朝鮮との関係にも一定の役割や権利を有した柳川氏などの勢力が藩から排除され、従来は藩の家臣にも分配されていた送使船派遣の権利が藩主のもとに集中し、藩営化された。さらに、寛永十四年から実施された「兼帯の制」は、歳遣船や特送船をグループ化し、使行手順を一括したものである。こ

〈表1〉「九送使」一覧

| 派遣月 | 送使名 | 兼 帯 | 図書支給年（初渡航年） | 貿易量（総船数） |
|-----|-------|-----------|-------------|-------------|
| 一月 | 歳遣第一船 | - | 慶長十四年（同十六年） | 一一五同三一疋余 |
| | 歳遣第二船 | - | | 八同 |
| | 歳遣第三船 | - | | 八同 |
| 二月 | 歳遣第四船 | 歳遣第五～十船 | | 六同（七船） |
| | | 歳遣第十一～十七船 | | 四同（七船） |
| | 以酏庵送使 | - | | 寛永十六年（同十七年） |
| 三月 | 一特送使 | 二～三特送使 | 慶長十四年（同十六年） | 一五〇同（三船） |
| | | 中絶船 | -（寛永十二年） | 三六同 |
| 六月 | 万松院送使 | - | 元和八年（寛永二年） | 五三同一五疋 |
| | 彦満送使 | - | 寛永十九年（同年） | 三四同一四疋 |
| 八月 | 副特送使 | - | 寛永十六年（同十七年） | 二〇〇同 |
| 総計 | | | | 一〇〇〇同二三疋余 |

* 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）の第三・六章参照。『増正交隣志』『年例送使』、『辺例集要』巻一「送使」を参照し、一部補完した。

* 貿易量は、送使に策定された公木の量。木綿を数える単位である「同」は、木綿五〇疋に当たり、対馬藩は同じ単位として「束」を使っていた。

* 「九送使」成立以前、すでに廃絶した送使には、次のようなものがあった。

- (1) 流芳院送使：国交回復を主導した対馬藩家臣柳川重信の菩提寺流芳院に対する朝鮮側からの香火を名分とし、元和八年に万松院送使とともに新設された。公木量は、万松院送使と同じであったと考えられる。柳川一件の後、図書が朝鮮側に返納され、復活されずに廃絶した。
- (2) 彦三送使：二代藩主宗義成の兄名送使であり、慶長十六年に図書が発給された。普通、藩主襲職の後には図書を返納するのが通例であったが、すぐには返されずに維持され、義成が没する二年後の万治二年に返納された。

これは、送使接待費用を減らそうとした朝鮮側の意図によるものであったが、対馬藩は兼帯された船については幕府へ報告しなくなる。また、兼帯の制によって、送使が有する外交的側面は簡素化され、対馬藩に実益を与える貿易的側面に役割が集中し、その代わりに外交業務に関しては「差倭」^④が派遣されるようになった。最後に、元来朝鮮側は日本との公貿易において、民衆から税として徴収した木綿の「公木」を支払っていたが、品質の低下によって対馬藩は、その一部を米で換算して払うことを要請した。そして慶安四年（一六五二）に約定されたのが「換米の制」であり、公木の代わりに支給された「公作米」^⑩は、木綿と米の一般取引率（二疋・五斗）より対馬藩に有利に策定（一疋・二二斗）され、また対馬藩は米の自給が不可能であったため、米の獲得にも役立ち、多方面で利益になった。

兼帯の制によって整理された送使は、月別にグループ化されて「八送使」と呼ばれ、三代藩主宗

義真の「児名送使」である「彦満送使」が派遣されていた間には、〈表1〉のように「九送使」と称された。児名送使とは、藩主の後継者を名義とする受図書船であり、当事者が藩主に襲職すると、図書を朝鮮側に返還することが一般的であったが、十七世紀中葉には特例的に二隻も存在していた（詳細は後述）。

ところで、受図書船の中でも注目されるのは、藩主宗家と重臣柳川氏の菩提寺を名義とする「万松院送使」と「流芳院送使」である。これらの送使は、国交回復の功を朝鮮から認められた初代藩主宗義智や重臣柳川氏の先祖に対する香火船である。祖先の果たした国交回復の功が送使の増設、つまり藩財政拡充の名分になったのである。それと同様に、藩内に勧請した「権現堂」の名義で、国交回復を対馬藩に命じたとされる徳川家康への供養を名分とし、受図書船の新設を朝鮮側に要請したものが「権現堂送使」であった。〈表1〉をみると、寛永末期にはすでに受図書船の増減が確定され、公貿易体制が完備されたことが分かる。前例に従って後の時期に設けられた児名送使を除くと、権現堂送使は対馬藩の受図書船新設計画の最後に企てられたものであるといえよう。また、権現堂送使の交渉は三〇年余続けられ、ほかの送使が数年余りの交渉によって達成されたことに比べれば、長期間にわたるものであったが、結局新設には至らなかった。

(二) 対馬東照宮の勧請と権現堂送使

本節においては、まず対馬東照宮の勧請について説明し、続けて対馬藩の権現堂送使新設計画を概観する。

対馬藩の記録によると、対馬東照宮の勧請は、正保二年（一六四五）に藩主宗家の菩提寺である万松院の境内に家康の御影を安置し、「御影堂」と称したことから始まる。また、同四年には万松院が居城の後ろに移転され、翌年対馬藩はその境内に東照宮を建て直し、慶安元年（一六四八）に完工している。しかし、元禄十四年（一七〇一）になると、対馬東照宮は火災によって焼失し、後に再建が議論されたが、寛政六年（一七九四）に至って漸く再建されたと記されている¹²⁾。

対馬東照宮勧請の背景としては、柳川一件と、対馬藩が参画した朝鮮通信使の日光参詣が指摘されている¹³⁾。柳川一件は

藩主側の勝利として決着したが、藩主の権威はまだ不安定な状態であった¹⁴。そのため、二代藩主宗義成は自分こそが日朝関係の仲介を司る唯一の存在であるということも幕府にも、また朝鮮側にも納得させる必要があったと考えられる。かかる状況下で、寛永十三年（一六三六）に朝鮮通信使が渡日した。その際、義成は通信使に日光東照宮参詣を勧誘し、それを成就させて同行した。その後、通信使の日光参詣は、同二十年と明暦二年（一六五六）にも行われた。対馬東照宮の勸請は、計三回にわたる通信使の日光参詣を参画する最中に行われたのである。よって、朝鮮との関係を司るという役割が、他の外様藩に比べて対馬藩の東照宮勸請が早かった要因であったと考えられる。権現堂送使の新設要請を把握するために、以上のような東照宮をめぐる対馬藩の立場を念頭に置く必要があるだろう。

権現堂送使に関わる内容は、主に朝鮮側史料から見出される。次は、『春官志』の「馬島権現堂」に関する記述である。¹⁵

（対馬）
馬島権現、亦た家康の廟なり。島主義成、万松院の後ろに営立し、此れに因て歳遣船を請け得んと欲し、順治乙未、渡海訳官李亨男

に言ひて曰く、此の廟既に設けて、大君朝夕に香を焚く僧を委ね送る。貴国亦た宜しく念を垂るべし。先の島主平義智、功を貴国に

有するが故、特に其の願堂万松院の香火の資を給ふ。況や大権現の功、義智に下らざるをや。香火の資、亦た当に一体に賜給すべし。

亨男、峻しく辞し防塞す。信使趙珩等、還りの次に及び、馬島の義成、固く権現堂に於て宴を行はんと請ふ。其の意、将に執りて口実と為さんとす。顕らかに日後煩請の状有りて、使臣拒みて従はず。

これによると、対馬藩は権現堂を万松院の後ろに建てた後、乙未年（一六五五、明暦元年）に万松院送使の前例を挙げ、「大権現の功、義智に下らざる」としながら権現堂の名義で新たな歳遣船（送使）を要請したが、朝鮮側は断つた。ところが、明暦通信使が帰国のために対馬に泊まる際、対馬藩は通信使に権現堂で宴席を持つことを要請している。それに対して通信使は、後の「口実」とされないため、拒絶したという。通信使の洞察通り、対馬藩は権現堂への「香火の資」を

＜表2＞ 『東萊府接倭状啓謄録可考事目録抄』における権現堂送使新設要請の推移

| 年 月 日 | 差倭名<本名> | 渡海目的/要請の場 | 同時に行った要請 |
|---------------------------------------|----------------------|------------|----------|
| 癸巳年(一六五三、承応二)六～閏七月 | 橘成正<勝田五郎左衛門> | 訳官護行/茶礼 | - |
| 甲午年(一六五四、承応三)十二月 | 平成正<樋口弥五左衛門> | 通信使請求/(不明) | A |
| 乙未年(一六五五、明暦元)四～七月 | 平成扶<佐護式右衛門> | 訳官護行/茶礼 | A |
| 丙申年(一六五六、明暦二)二～五月 | 源成幸<平田将監> | 通信使護行/宴享 | A E |
| 丁酉年(一六五七、明暦三)二～三月 | 平成承<大浦忠左衛門> | 無書契差倭/茶礼 | G |
| 庚子年(一六六〇、万治三)十月 | 平成友<高勢新右衛門> | 回礼・求賢/(不明) | D E |
| 癸卯年(一六六三、寛文三)三月 | 訳官使の手本 | 訳官使の島中間答 | D E |
| 乙巳年(一六六五、寛文五)一月 | 訳官使の手本 | 訳官使の島主接見 | E |
| 乙巳年(一六六五、寛文五)二～五月 | 橘成陳<井手弥六左衛門> | 訳官護行/接待・宴享 | E |
| 乙巳年(一六六五、寛文五)十～翌年三月 | 橘成陳<井手弥六左衛門> | 倭館滞留/(不明) | E G |
| 丙午年 五月(一六六六、寛文六) *『辺例集要』巻二、「送使」の記事 | 館守倭(平成之) <仁位孫右衛門> | -/(不明) | G |
| 丙午年(一六六六、寛文六)十一～十二月 | 橘成陳<井手弥六左衛門> | 訳官護行/(不明) | B |
| 丁未年(一六六七、寛文七)二月 | 訳官使の手本 | 訳官使と家老との問答 | B C |
| 丁未年(一六六七、寛文七)三～五月 | 橘成陳<井手弥六左衛門> | 倭館滞留/宴享 | BCDE |
| 己酉年(一六六九、寛文九)十～翌年二月 | 橘成陳<井手弥六左衛門> | 抜船事件論議/茶礼 | CDEG |
| 己未年(一六七九、延宝七)一月 | 訳官使の手本 | 訳官使行中 | F |
| 己未年(一六七九、延宝七)三～四月 | 橘成陳<井手弥六左衛門> | 訳官護行/(不明) | F |
| 辛酉年(一六八一、延宝九)三月 | 平成次<田嶋十郎兵衛> | 訳官護行/茶礼 | - |
| 甲子年(一六八四、貞享元)一～九月 | 平成次<田嶋十郎兵衛> | 訳官護行/茶礼 | F G |

* 差倭の名前は、雨森芳洲『宗氏実録』(泉澄一編、清文堂出版、一九八八年)、長正統「日朝関係における記録の時代」(『東洋学報』五〇-四、一九六八年)参照。対馬に派遣された訳官使からの報告である場合も、その欄に記載した。

* A: 通信使派遣要請及び関連交渉、B: オランダ人送還要請、C: 潜商の取締要請、D: 倭館移転要請、E: 公作米関連交渉、F: 右京送使新設要請、G: 要請事項に関わる議論のため、訳官派遣要請。

＜表3＞ 慶安～天和期の訳官使(問慰行)と「権現堂香火之資」要請

| 派遣時期 | 訳官名 | 派遣目的 | 香火の要請 | |
|--------------------|-------------|----------------|-------|----|
| | | | 国元 | 差倭 |
| 慶安四年(一六五一)二月～四月 | 金謹行・尹誠立 | 島主還島 | | |
| 承応元年(一六五二)十二月～翌年二月 | 洪喜男・韓相国 | 関白身死・島主還島 | ○ | ○ |
| 承応三年(一六五四)十二月～翌年二月 | 李亨男・朴元郎 | 島主還島・信使節目講定 | | ○ |
| 明暦二年(一六五六)五月～八月 | 李亨男・李信男 | 島主還島・島主子還島 | | ○ |
| 万治二年(一六五九)五月～八月 | 洪喜男・朴元郎 | 島主還島・島主襲職・島主身死 | | |
| 万治三年(一六六〇)十一月～十二月 | 金謹行・韓相国 | 島主還島・島中火災 | | ○ |
| 寛文三年(一六六三)二月～三月 | 金謹行・李震興 | 島主還島・殺人倭処罰 | | ○ |
| 寛文四年(一六六四)十一月～翌年一月 | 金謹行・卞爾標 | 島主還島・島主生子 | ○ | ○ |
| 寛文六年(一六六六)十二月～翌年二月 | 金謹行・崔裕立 | 島主還島 | ○ | ○ |
| 寛文十二年(一六七二)九月～翌年一月 | 金謹行・鄭文秀 | 島主還島 | | |
| 延宝三年(一六七五)十月～翌年一月 | 韓時説・金振夏 | 島主還島 | | |
| 延宝六年(一六七八)十一月～翌年一月 | 金謹行・朴有年・安慎徽 | 島主還島・島主子承嫡 | ○ | ○ |
| 延宝九年(一六八一)一月～三月 | 卞承業・李俊漢 | 関白身死・島主還島 | ○ | ○ |
| 天和元年(一六八一)九月～十二月 | 卞爾標・韓後琰 | 島主還島・信使節目講定 | | |
| 天和四年(一六八四)一月～三月 | 朴再興・韓天錫 | 関白儲君死 | ○ | ○ |

* 派遣時期・訳官名・派遣目的は、洪性徳「朝鮮後期「問慰行」에 대하여」(『韓國』全北大学校大学院史学科修士論文、一九八九年)の〔別表1〕から一部引用。〔関白〕は、将軍のこと。

〈表4〉 『分類紀事大綱』 第一輯（国立国会図書館所蔵）に記されている権現堂関連記事

| | 日付 | 元の出処 | 内容 |
|---|---------------------|-------------------------------------|---|
| 一 | 承応四年（一六五五） 四月八日 | 洪知事・金僉知方江裁判〆遣 （佐護式右衛門→訳官洪喜男・金謹行） | 折よく通信使が渡海するため、権現堂馳走の仲介を要請する書状 |
| 二 | 承応四年（一六五五） 五月廿一日 | 裁判〆来ル（佐護式右衛門→国元） | 東萊府使からは返事がなく、訳官からは要請事項が首尾よく済まなかったことを謝る返事があったと報告する書状 |
| 三 | 寛文七年（一六六七） 正月九日 | 日帳（『表書札方毎日記』の記事） | 訳官使が藩主謁見に先立ち、権現堂の件を報告するはずであり、どのように対処するかを論議（記事三編） |
| 四 | 寛文六年（一六六六） | 編集者越常右衛門の考 | 権現堂馳走公木百束を朝鮮朝廷が許したが、その量は増やせない、東萊府使が裁判に短簡で伝えたという内容 |
| 五 | 延宝六年（一六七八） 七月十八日 | 井手弥六左衛門江遣（国元→井手弥六左衛門） | 権現堂馳走について朝鮮朝廷の決定を求める書状を、訳官に頼んで朝廷に送る予定であるという報告への返事書状 |
| 六 | 承応四年（一六五五） 卯月十一日 | 「東萊公ニ申談覚」 | 佐護式右衛門が東萊府使を接見した茶礼の際、通信使派遣に関わる話し合い記録。そのうち権現堂馳走の件も言及 |

* 『分類紀事大綱』は、対馬藩に伝えられていた史料の中で、朝鮮関係に関わる内容を抜粋したものであり、元の出処が記事の末尾に記されている。そして、当該記事の引用出典は元の出処欄に記入し、括弧内に補足説明した。

* 出処：一～五番は、『分類紀事大綱』第一輯、卷三三「権現堂御馳走一件」。六番は、『分類紀事大綱』第一輯、附録「佐護式右衛門東萊江相談申入候趣」。

名目とする権現堂送使の新設要請を以後も続けた。〈表2〉はその推移を、朝鮮側の史料『東萊府接倭状啓謄録可考事目録抄』^⑦を参照して整理したものである。それによると、権現堂送使の新設要請は承応二年（一六五三）に始まり、寛文年間一時中断され、延宝〜天和期に再開された。しかし、送使の新設は最終的に失敗してしまう。また、十八世紀になっても対馬藩は、権現堂への香火を朝鮮側に要請している。それについては、次節で説明する。

次に、〈表3〉を併せてみると、権現堂送使の新設要請は「訳官使」^⑧の派遣と同期的にほぼ一致する。このことから、本件は、訳官使を送迎する任務を持つ訳官護行差倭から訳官を通じて交渉することが主なルートであったことが分かる。そして、差倭は交渉が難航すると、仲裁を求めるために訳官との対面を要請（G）して交渉の打開策を探っている。

最後に、権現堂送使の新設要請は、倭館に派

遣された差倭を朝鮮側から慰勞する宴饗や茶札の座で行われた。そのとき差倭は、対馬藩との交渉を司った朝鮮の地方長官である東萊府使との談話の形式を通じて交渉を進めていた。

ところで、対馬藩の史料『分類紀事大綱』^⑨に載せられている「権現堂」関係記事を掲載順に整理した（表4）を参照すると、「権現堂御馳走」と表記されているように、交渉の目的が送使の増設であることは、対馬藩側の記録には具体的に言及されていない。その理由については、「はじめに」で述べた雨森芳洲の記録から手がかりを探すことができる。

（三） 雨森芳洲による権現堂香火要請の背景

享保十四年（一七二九）、公作米年限差倭として朝鮮へ渡海した雨森芳洲は、同時に権現堂への祭祀費用の充當を目的とする交渉を行った。その頃、権現堂送使に関わる記録は藩内にほとんど残っていないが、かつて朝鮮側から送使の新設を許した証拠として、東萊府使の短簡一通（表4）の四番参照）が相伝していたとされている。そして芳洲が、寛文六年（一六六六）に当送使の派遣を朝鮮朝廷が許可したという一点を最大限に強調し、朝鮮側との交渉を有利に持つてゆくとしたと、米谷均は指摘している。^⑩

芳洲による「権現堂公木」の要請は、朝鮮側史料にも記されており、後の延享五年（一七四八）に派遣された通信使が藩主宗義如と対面した際にも、「馬島」にある「権現堂」への祭祀費用を要請されたことが、帰国後の朝鮮国王への報告から確認される。^⑪十八世紀にも対馬藩は、権現堂への香火という形を通じて、財政の拡充を図ったのである。ところが、朝鮮側の反対によって、達成には至らなかった。

一方、芳洲は享保十八年に、以前に自分が司った権現堂香火の要請について、次のように藩へ上申ししている。^⑫

一、権現送使之事、たとへ彼方々許容有之候而も其訳公義へ難被仰上事ニ御座候故、実ニ右之送使御渡可被成との事ニ而者無之、裁

判逗留のため御掙被成候事ニ御座候、夫故此送使ハ非常之馳走無之候而ハ不罷成候、看品之公木千束か、少ニ而も五六百束ニ被相究候様ニ与彼方承引難成様ニ毎度裁判之度ことに為被申掛事ニ候、其後彼方百束許し可申与被申候へとも、元来公義不相濟事ニ候故、此分ニ而ハ輕微成ル事ニ而不罷成候との辨ニ而相止ミたる事ニ御座候、其後も裁判さへ渡候へハ權現送使之事必は申出候義、古川式部被差渡候前後迄者連続いたしたる事与相見候、此節迄之申分ハ輕微ニ而ハ不罷成与申事ニ而御座候キ、

ここから米谷は「權現送使」（權現堂送使）について、元来幕府へは報告し難いものであったため、対馬藩は送使の実現を計ったのではなく、朝鮮側に無理難題を押し付け、差倭を故意に長く逗留させる手段として利用されてきたことを指摘している。また、引用文に続けられる部分から、当時対馬藩において「權現送使」という名称では「公儀」に憚りがあつたため、芳洲はそれを「堂供送使」と改名し、万松院送使と兼帯する方式をとつたことも明らかにしている。²⁴⁾

以上のことに基づいて〈表2〉を再び検討してみよう。權現堂送使の新設交渉は「其訳公儀へ難被仰上事」であり、幕府には伝えられなかつた藩独自の計画であつたことが分かる。そのため、対馬藩はその交渉を、書契などを通じる公式のルートでなく、談話の形式を借りた非公式な座での、いわば「オフ・ザ・レコード」として取り扱っていたのである。これこそが、權現堂送使に関する内容が幕府や対馬藩の史料にはほぼ残されていない理由であると考えられる。

さらに、權現堂送使の新設要請は、倭館移館（D）や公作米支給（E）など、藩の利益を求めるほかの事案や、時には幕府からの指令による要請事項（B・C）を伴っていることが注目される。すなわち、対馬藩はこれらの外交案件を処理する差倭を倭館に長期間逗留させるため、權現堂送使の新設を前面に立てて朝鮮との交渉を延ばしていたのである。

しかし、初期の交渉は前節の『春官志』の記事が示すように、通信使関連の交渉（A）とともに行われ、藩の利益と関わるほかの案件を伴う傾向は、万治三年（一六六〇）からみられるようになる。かかる性格の変化は、權現堂送使の新設要請を当該期における日朝関係の全体像と関わらせ、同時代的な観点から再検討する必要性を示唆する。

- ① 日朝講和交渉については、田中健夫「鎮国成初期における朝鮮との関係」(『中世対外関係史』、東京大学出版会、一九七五年、初出一九六五年)、中村栄孝「江戸時代の日鮮関係」(『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年)などを参照。
- ② 以下、送使給貿易に関しては、前掲注①中村論文、前掲「はじめに」注⑬田代著書などを参照。
- ③ 雨森芳洲『交隣提醒』(田代和生校注、平凡社、二〇一四年)三四頁。
- ④ 図書については、田代和生・米谷均「宗家旧蔵『図書』と木印」(『朝鮮学報』一五六、一九九五年)、米谷均「近世前期日朝関係における『図書』の使用実態」(『史観』一四四、二〇〇一年)などを参照。
- ⑤ 前掲「はじめに」注②荒野論文、二三〇頁。
- ⑥ 前掲注③史料、三四頁。
- ⑦ 柳川一件については、森山恒雄「対馬藩」(『長崎県史』藩政編、吉川弘文館、一九七三年)、田代和生『書き替えられた国書——徳川・朝鮮外交の舞台裏——』(中央公論社、一九八三年)、前掲「はじめに」注②荒野論文などを参照。
- ⑧ 以下、前掲「はじめに」注⑬田代論文参照。
- ⑨ 差倭は、送使とは別に、特定の外交案件があった際に派遣された使節であり、二種類があった。まず、幕府からの案件を司って派遣された「大差倭」は、朝鮮の礼曹参判への書契を持参したため、日本では「参判使」と称した。次に、対馬藩の用件で派遣された場合は、礼曹参判より一段階低い礼曹参議への書契を持参したため「小差倭」とし、日本では「裁判」と呼んだ。裁判は主に通信使・訳官使の迎送や、各種外交懸案に関する実務外交を担当した(長正統「日朝関係における記録の時代」『東洋学報』五〇、四、一九六八年、八四～八八頁)。
- ⑩ 最初、朝鮮側は公作米支給に期限を設定したが、対馬藩はその期限

が迫る度に差倭を派遣し、年限延長交渉を行った。その差倭を「公作米年限差倭」と呼ぶ。公作米については、前掲「はじめに」注⑬田代論文、金東哲「十七・十八世紀対日公貿易에서의 公作米問題」(『韓国』「港都釜山」一〇、一九九三年)などの研究がある。

- ⑪ 拙稿「柳川一件と流芳院送使——宗氏と柳川氏との争いにおける一つの素材として——」(『日本思想史研究会会報』三一、二〇一五年)。
- ⑫ 平山東山『津島紀事』巻之ニ神社「東照神宮」(鈴木菜三編『津島紀事』上、東京堂出版、一九七二年、二五七～二五九頁)。
- ⑬ 前掲「はじめに」注⑩山口論文、一三二～一三三頁。
- ⑭ 柳川一件に対する將軍親裁の翌年に派遣された通信使も、藩主義成の立場はまだ不安定であるという噂を記録に残している(黄泉「東嶺録」丙子年(一六三六)十月二十五日)。
- ⑮ 中野光浩が提示した〈表〉の四〇藩の東照宮勸請事例のうち、対馬藩は一六番目に勸請したことになっている。基本的に、親藩・譜代藩より外様藩の東照宮勸請が遅く、また対馬藩に先立って東照宮を勸請した外様藩のうちには、將軍家と姻戚関係にあった藩が多数含まれている(前掲「はじめに」注⑥中野著書、二四五～二四七頁)。
- ⑯ 『春官志』巻三「馬島權現堂」(韓国)ソウル大学奎章閣所蔵)。
- 以下、漢文史料の読み下し文は筆者による。
- ⑰ 『東萊府接倭状啓贈録可考事目録抄』(韓国)ソウル大学奎章閣所蔵)は、東萊府の状啓贈録から重要事案を抜粋したものであり、一六〇八年から一六九四年までの記事が収録されている。同書は、東京大学史料編纂所に『接待事目録抄』という書名で、写本が所蔵されている。以下、本稿では便宜上、『接待使目録抄』と表記する。
- ⑱ 江戸時代、朝鮮が派遣した対日外交使節は、將軍に対する「通信使」と、対馬藩主へ派遣した「訳官使」(朝鮮側は「間慰行」と称した)があった。訳官使は、主に対馬藩主が参勤交代を終えて江戸から

国元に戻ると、その労苦を讃えるために派遣され、ほかにも將軍家の慶弔、或いは藩主家の慶弔の際にも派遣されるなど、各種の外交任務をも兼任していた。訳官使に関する研究は、洪性徳「朝鮮後期「問慰行」에 대하여」(韓国)全北大学校大学院史学科修士論文、一九八九年)、大場生与「近世朝日関係における訳官使」(慶応義塾大学大学院文学研究科修士論文、一九九四年)、池内敏「訳官使考」(名古屋大学文学部研究論集)史学六二、二〇一六年)がある。

¹⁹ 『分類紀事大綱』(第一輯は、国立国会図書館所蔵)は、朝鮮関係の諸事にあずかる対馬藩の機関である「朝鮮方」が朝鮮との交隣関係に関わる諸般の事を検索上の便宜のために編纂したものである。全七輯のうち、第一輯三七冊は藩士の越常右衛門が編集を担って享保六年

二 権現堂送使の新設要請と通信使・訳官使

(一) 権現堂送使新設要請の糸口

〈表2〉によると、対馬藩の権現堂送使新設要請は、承応二年(一六五三)に勝田五郎左衛門が訳官使の帰国に同行したときから始まっている。そこで、まず当該期の訳官使の派遣について検討し、新設要請の背景を考察する。

承応二年の訳官使は三代將軍徳川家光の弔慰のために派遣された。家光は慶安四年(一六五二)に死去し、翌年対馬藩は朝鮮側にその訃報を知らせた。それに対して朝鮮側は家光の弔いのため、江戸へ使節を派遣する意向を示した。しかし、五郎左衛門は江戸へ使節を派遣する必要はなく、書契を通じて弔慰を表するだけで十分であるとし、訳官使の派遣を朝鮮側に頼んでいる。^① 対馬藩が江戸への使節派遣を断った理由は、前代將軍秀忠が死去した際にも訳官使が書契を伝えて弔問した前例があり、また新將軍の襲職を賀する通信使の派遣も予定されていたからであると考えられる。

(一七二二)に完成し、同十二年には「附録」編を提出している。(田代和生「宗家文書『分類紀事大綱』について」『日朝交易と対馬』創文社、二〇〇七年)。

²⁰ 前掲「はじめに」注^②米谷論文、八頁。

²¹ 『辺例集要』巻八「公貿易」己酉年(一七二九)五月、翌年二月。

²² 『承政院日記』英祖二十四年(一七四八)八月五日。

²³ 「雨森東五郎存寄」『存寄書』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)

享保十八年(一七三三)二月。前掲「はじめに」注^②米谷論文から再引用(九一〇頁)。

²⁴ 前掲「はじめに」注^②米谷論文、一頁。

そして朝鮮側は対馬藩の要請に従い、訳官使を派遣した。その際、五郎左衛門には次の覚書が「御前」から下達された。^②

覚

一、從朝鮮国為使者、(訳官使)通事官兩人相渡候由、到来聞届候、(徳川家光)大猷院様為御吊礼之候哉、左候ハ、万松院ニ而焼香可有之事、(中略)右之通事官之者鰐浦へ着船候得者、江戸へ申上事ニ候間、通事官渡海之様子具ニ書付、又口状ニも能々諏訪六左衛門ニ可申聞候、通事官府中江参候而、若相違之儀も候得ハ、公儀江申上候而後又申なをし不罷成候間、念入可申越候、以上、

十二月八日

勝田五郎左衛門

右承応元年十二月八日之日帳

ここからは、対馬藩が訳官使による家光への「吊礼」として、「万松院ニ而焼香」するように指示したことが分かる。すなわち、対馬藩は外交儀礼といえる将軍に対する朝鮮側からの弔意を藩内で代行し、その結果を「江戸へ申上」げることにしたのである。それが可能であった理由は、万松院の境内には東照大権現の画像を奉った「御影堂」が存在し、「大猷院様御位牌之儀、当地東照大権現之御影之左之方ニ御位牌安置」^④したからである。さらに、朝鮮側から送る弔慰の書契も「礼曹参議より之書翰」^⑤、つまり対馬藩主に宛てた形式にしている。そして、訳官使は承応二年正月十七日に万松院に参詣して「振廻」を行い、「権現堂」で拝礼した。^⑥

その後、訳官使の帰国に同行して朝鮮に渡った五郎左衛門は、次のように朝鮮側に要請している。^⑦

家康、秀吉の乱を平定して創業開基す。則ち但だ日本の人のみに不ず、今に至りて六十年の兩國の太平を懐ふに、家康の徳に非ざる

は無し。貴国亦た忘るべからざるなり。五六年前、家康の為に、特に権現堂を島中に設け、前大君在りし時、格めて嘉獎を加へ、首僧一人を願堂に送り、之れをして香を焚かしむることを定む。貴国宜しく使を遣ひ、奠香の挙有るべし。特に送使一船を許すの事を云ふ。

五郎左衛門は、「秀吉の乱を平定して創業開基」し、「両国の太平」をもたらした「家康の徳」を朝鮮側も忘れてはならないとし、家康のために島中に設けた「権現堂」への「奠香」として使節を派遣し、また「送使一船」を許すことを求めている。しかし、朝鮮朝廷では「未だ其の臣の、私に願堂を設けて、以て其の主の者を祀ることを聞かず」^⑧とし、その要請を拒絶することを指示した。当時、日本では広く行われていた東照宮の勧請が、朝鮮側には不思議なこととして見做されたのである。かかる状況の中で、五郎左衛門は間もなく倭館で急死し、権現堂送使をめぐる交渉は一旦中止された。

それから二年後、五郎左衛門の後任者として渡海した佐護式右衛門は、明暦通信使の派遣手順を朝鮮側と議論した。この式右衛門は、後に通信使が日本での日程を終えて対馬に泊まる際にも、「（將軍）関白之意」を立てながら通信使に対馬東照宮参詣を執拗に要請した人であり、対馬藩が単独に企てたその計画の本意が受図書船の新設にあつたのではないかという山口の指摘は、前章第二節でみた『春官志』の内容から考えても正鵠を射ている。

次の史料は、通信使派遣について式右衛門が朝鮮側に要請した事項に対する朝鮮朝廷での議論の一部である。^⑩

権現に祭事を致すの段、李亨男入往の時、使臣の香を焚くのみ。祭事を設けると為さざるは、既に定奪たり。（中略）権現堂歳船を得んと請ふこと、但だ事理不当のみならず、後の弊有り、勝けて言ふべからず、峻しく斥け防塞すること如何。啓して依て允す。

これをみると、朝鮮朝廷では式右衛門が通信使による「祭事」を要請したことに対し、権現堂には承応三年に詔官使李

亨男が焼香したに過ぎず、「祭事」はしないことをすでに決めたとし、拒絶するようにしている。この「既に」という表現から、権現堂への「祭事」要請が以前から続けられていたことが推測しうる。訳官使による権現堂拝礼は、慶安四年から始まり、家光の弔慰の際を含め、この李亨男の渡海の際まで三回にわたって行われていた。^⑫山口は、寛文三年（二六六三）における訳官使の対馬東照宮参詣を指摘し、通信使の対馬東照宮参詣計画が失敗し、代用として訳官使を対馬東照宮に参詣させるようになったと推測したが、実際には通信使の動員計画よりも先に、訳官使の対馬東照宮参詣が推進されていたことが確認される。

また、朝鮮朝廷による「祭事」要請への拒絶は、権現堂への儀礼が公式的な外交儀礼として認められなかったことを意味する。その理由は、『春官志』の内容のように、新たな口実、つまり送使の新設を要求する名分を対馬藩に与えないためであったと考えられる。実際、朝鮮朝廷では五郎左衛門派遣の段階から要請されてきた「権現堂歳船」についても議論している。一方、上記の史料から、権現堂へ「使臣の香を焚く」ことに対しては朝鮮朝廷の制約が及んでいないことが見受けられる。つまり、当時に行われていた訳官使の対馬東照宮儀礼は、使臣の私的な参詣としてしか成り立たないものであったといえよう。そのため、式右衛門は通信使の対馬東照宮参詣を要請し、国家同士の使節による公式的な儀礼としての前例を作ろうとしたと考えられる。しかし、藩主への使節である訳官使はいざ知らず、將軍を対象とする通信使を藩内の東照宮に参詣させることは、藩の働きかけだけでは不十分なものであったため、結局達成されなかったのである。

(二) 「権現堂」への「御馳走」を求める対馬藩の言説

式右衛門が行った交渉については、〈表4〉に示したように、『分類紀事大綱』にも記録が残されている。本節ではそれを通じて、対馬東照宮をめぐる対馬藩の思惑を分析したい。

訳官護行差倭として朝鮮に渡海した式右衛門は、承応四年（二六五五）三月にも「万松院故事」に言及しながら、「両国

安寧」に功がある「家康願堂」への「香火の資」を要請したが、朝鮮側の答えは拒絶するというものであった。¹⁴その後式右衛門は、次のような書簡を朝鮮側の訳官に送っている。¹⁵

一、貴公先年対州江渡来之時、老中より以書直被申入候付、勝田五郎左衛門被差渡候、其埒由可有之と存候得共、不慮ニ致死去、于今東照大権現宮ニ貴国々之御馳走も不相定候事千万笑止ニ存候、其子細ハ、日本国々ニ從御公儀之御目付衆不人知ニ御差入被為置候、対州へハ尚以朝鮮之堺目ニ而御座候故、御目付衆可被為入置候条、此段相談之為ニ勝田五郎左衛門貴国ニ罷渡候風聞、御公儀江も内々相知可申哉与存事ニ候、能時分信使衆も御渡海被成候条、大権現宮江御情憫之御分別只今与存候間、其御心得御油断被成間敷候、何辺相談可申期候条、早々下釜相待申候、

右承応四年四月八日、（訳官洪喜男）（訳官金謹行）（佐藤式右衛門） 洪知事・金僉知方江裁判方遣

式右衛門は、五郎左衛門の急死によって「東照大権現宮」に対する朝鮮側からの「御馳走」に関わる交渉が中断され、「千万笑止」になったとしている。当時、日光東照宮には二回にわたって通信使が参詣した履歴があつたため、ここでの「東照大権現宮」とは、対馬東照宮を指しているだろう。ところが、今度は折よく通信使が来日するので、「大権現宮」へ誠意を表す適時であり、それに関わる相談を訳官に頼んでいる。さらに、対馬は「朝鮮之堺目」であるため、幕府から「御目付衆」が派遣され、交渉の「風聞」は「公儀」へも伝えられるとし、「御馳走」の必要性を強調している。

その後、式右衛門は茶礼の席を借り、通信使の派遣について東萊府使と交渉した。この際にも式右衛門は、対馬東照宮に対する「御馳走」について述べている。次は、式右衛門の発言の一部である。¹⁶

一、（卯月十一日）（東萊府使） 茶礼申候時、東萊公へ申入候儀、去々年勝田五郎左衛門罷渡、先之東萊へ申入候ハ、大権現様御宮御建立被成候所、（訳官洪喜男） 洪知事拝見

被申候刻、年寄中洪知事江念頃被申渡候者、大権現様御事ハ朝鮮国江被対、御憐み厚ク被遊候大君様ニ而御座候故、本邦国々ニ御馳走被成候々、对州江ハ弥御崇敬被仕候条、朝鮮国々大権現宮へ御馳走之御心附ケ不被成候与不叶御事候、御公儀之間へ与申御油断被成間敷所御知らせ申候由、五郎左衛門東萊公へ申入置、五郎左衛門不慮ニ相果申候而、于今貴国分油断被成候故、公儀向悪敷様ニ御座候様子も、今度御国之裁判役を被申付、罷渡候得ハ、御両国御誠信之間、前々方ハ好御座候得かしと存候、〔中略〕

一、〔中略〕壬辰之年大閣様思召御立被為成、貴国江御馬を御入被為成、朝鮮国中人無残御打果被為成、〔中略〕無程茂、大権現様之

御代与ならせられ、本邦諸大名之儀ハ不申及、以下之者迄御清水之御仕置被仰出、古今珍敷キ大君様之故、朝鮮国迄和睦ニ被仰出

候故、于今貴国御長久目出度にてハ無御座候哉、就其儀、先之大守之代ニ、信使しううんたいし、二番目ハろくじ被指渡候而、

弥々御両国誠心之御心、于今あつく御座候、其時、先之大守義智公を貴国分御頼被成、被仰候者、朝鮮国亡国ニ成候方無念存候者、

国中之男女を日本へ御引越被成、召被使候事、無念口惜存候間、〔中略〕对州も朝鮮国江百性を御持被成候と思召可被成など、御

頼被成候ニ付、駿府之於御城ニ、先之義智（智）公披露を被遂、兵糧被申請、其時之信使衆可相附ため手をまわし、国々へ手をまわし、

男女を取あつめ被進候、〔中略〕先・当太守誠心之間を御嘆れ、唐国迄御外分能御座候様ニ被成被進候事ハ、大権現様之貴国江御

恵ミ厚ク思召被上候故ニ御座候を、〔中略〕我等申入候儀、早々註進被成候て、大権現様之御礼式ハ御油断被成間敷、其上、今度

之信使衆之御渡ニ、御馳走之儀御定メ被成候得者、今度之信使ニ付、弥々御誠心之御心ばせ深く思召被付候ハ、对州迄目出度可

有之与申候〔後略〕

まず式右衛門は、承応二年に家光の弔慰のため、对馬へ渡海した訳官使洪喜男に対し、「大権現様」は朝鮮に対して「御憐み厚ク被遊候大君様」であるため、对馬では「本邦国々」よりも「弥御崇敬」するようになったとし、朝鮮からも「大権現宮」への「御馳走之御心附ケ」が必要であると、藩の「年寄衆」が熟知させたと述べている。また、五郎左衛門も前任東萊府使にそのわけを伝えたが、彼の急死によって交渉が中断されたため、「公儀向悪敷様」になったとしている。

ところが、式右衛門本人が裁判（差倭）として交渉を続け、両国の「誠心之間」を改善させたいと述べている。続けて、式右衛門は「文祿の役」を起こした豊臣秀吉の治世が終わり、家康は「朝鮮国迄和睦ニ」することを命じたため、朝鮮が「御長久目出度」になったとしている。また「大権現様之貴国江御恵ミ厚ク思召」した「先・当大守」も、朝鮮との「誠心之間」に励むようになったとし、国交回復に携わった藩祖義智の故事を並べている。その後、今度通信使の渡海を機に、東照大権現への「御馳走」を定め、「御誠心之御心ばせ」を深めれば、「対州迄目出度」ようになるかと訴えている。

ここからみると、家光の弔慰の際に訳官使が権現堂で拝礼したことをきっかけとし、対馬藩が訳官使を通じて朝鮮側に権現堂への「御馳走」を要請したことが分かる。しかし、その交渉を順調に進められなかったため、今回は通信使による権現堂への「御馳走」を要請し、朝鮮からの公式儀礼として「御定メ」ようとしているのである。一方、式右衛門が朝鮮側に要請している「御馳走」は、通信使の派遣手順、特に日光参詣を相談する席で求められ、表面的には通信使による東照大権現への祭祀であるようにみえる。しかし、式右衛門は死去した五郎左衛門の任務、すなわち「送使一船」の新設を引き継いでおり、実際、東萊府使との談話は末尾に至ると、「彦三之御送使」や「副（特）送使」の前例に転じていく。さらに、前節でみたように、式右衛門への応対をめぐって、朝鮮朝廷では「権現堂歳船」について議論したことからみても、式右衛門が執拗に求めていた「御馳走」の正体は、送使の新設であったことが確実である。対馬藩はそれを「公儀之聞へ」になるとし、また通信使に関わる事項として朝鮮側に唱え、認定を求めていたのである。

しかし、前述の通り、朝鮮朝廷では式右衛門の要請を拒絶する姿勢をみせた。そして、東萊府使は式右衛門へ「只今ハ左様之儀難成」と伝え、訳官洪喜男も「今度相済不申信使衆供仕罷渡り申候処、残多又ハ無面目次第」と答えている¹⁷。さらに翌年、通信使の帰国に随行した差倭からの要請に対しても、朝鮮側は「権現堂香火の事、言端を江戸送使の周旋に起こし乍ら、称するに島倭の領け来る書契に云ふを以てすれば¹⁸」としている。対馬藩は「江戸送使の周旋」を標榜したが、藩主の文書による要請に過ぎなかったことに、朝鮮側が疑問を表していたのである。ここから、「権現堂香火の事」、つま

り権現堂送使の新設要請は、対馬藩独自の働きによるものであったことが捉えられる。

さて、右の動きに基づきながら、改めて式右衛門のレトリックを分析してみよう。そこには、朝鮮に対する東照大権現の「憐み」に従い、対馬藩が「誠心之間」に携わるようになったため、朝鮮側も対馬東照宮へ「御馳走」を行うべきであるとされている。すなわち、対馬藩は東照大権現を、両国の「誠心之間」を導いた立役者として朝鮮側に認識させようとしたのである。また、万松院送使の前例を想起させるための義智の故事によって、朝鮮との国交回復から始まる東照大権現と藩祖との繋がりも示されており、藩が日朝関係の仲介者という役割を与えられた契機とされている。とすると、対馬藩にとって対馬東照宮は、ただ幕府への恭順を表すという意味を超え、東照大権現との「由緒」¹⁹を踏まえ、藩の成立や日朝関係における自分の位置づけの淵源を説明する装置として機能していたことになる。換言すれば、対馬東照宮への「御馳走」の真意である権現堂送使の新設要請は、東照大権現との由緒への共有を朝鮮側にも訴え、藩の経済的な利益を目論むものであったといえよう。

(三) 権現堂送使をめぐる状況の変化

ところで、先に引用した芳洲の記録によると、権現堂送使は「其訳公義へ難被仰上事」であったため、対馬藩は朝鮮側が「承引難成様」な要請を繰り返しながら使節を倭館に逗留させる手段として活用していたとされている。しかし、立案段階には無理がなかったため、対馬藩は訳官使や通信使による対馬東照宮参詣の儀礼化を通じて、権現堂送使の新設を企てたと考えられる。とすると、その後に対馬藩の計画に何らかの問題が生じ、権現堂送使が成立不可能になったと推測される。それを惹起した状況変化について考察してみよう。

前述した式右衛門の交渉から分かるのは、対馬藩が権現堂への「御馳走」を通信使の日光参詣の延長線として企てたことである。周知の通り、国内外的体制の整備が行われた家光の治世において、東照宮政策や異国使節の招請は熱心なもの

であった。以後、通信使は將軍襲職の際だけ渡海するが、家光政權期には異例的に三回も派遣されている。さらに、通信使の日光参詣も、寛永十三年（一六三六）と同二十年、また家光政權期の方針が維持されていたといえる明暦元年（一六五五）の三回にわたって行われた。対馬藩の権現堂送使新設計画は、かかる情勢に基づいて企てられたのである。

ところが、寛文期に入ると状況は変わる。その様子は次の史料のような、通信使に対する幕府の姿勢からもうかがえる。²⁰

今日於殿中阿部豊後守殿被仰聞候ハ、明々年権現様五拾年忌ニ御当り被成候付、朝鮮より信使差渡、御焼香為致度与之儀、当春対州（阿部忠秋）
江沢官差渡候刻、対馬守ニ咄申候通、則達上聞候、公方様へも一段御機嫌ニ被思召上候、乍然、来々年之儀ハ、先延引仕候様ニ対馬（宗義真）
守方より可申渡之由、上意ニ候、〔後略〕

ここから、「権現様五拾年忌」が近づいているため、朝鮮側から通信使を派遣し、「御焼香」をさせたいと訳官使が伝えたとし、対馬藩主が幕府へ通信使の招請を提案したことが分かる。それに対し、將軍家綱も同意したとされているが、幕府の決定は、一旦延引することを朝鮮側へ伝えるように指示し、通信使招請を見合わせることであった。結局、対馬藩が提案した通信使の招請は頓挫し、家綱死去まで行われなくなる。通信使がほぼ一〇年一回ごとに派遣され、さらに日光参詣まで行われていた以前とは事情が変わり、東照宮や通信使をめぐる幕府政策の積極性が後退したといえよう。

一方、朝鮮側が先に通信使派遣を申し出たということは、当時の朝鮮側の記録からは見つけることができない。そのため、対馬藩は朝鮮側の意思を作り上げ、幕府から通信使招請を承諾された後に、幕府の意向と称して朝鮮側へ通信使の派遣を要請しようとしたと考えられる。なお、対馬藩が提案した通信使の名目は、東照大権現の五十回忌による朝鮮側からの「御焼香」であり、それをを行う場所が日光か対馬かは分からないが、権現堂送使の新設名分とも直接的な関係があるようなものであった。権現堂送使の新設が、この際に対馬藩が通信使招請を企てた直接的な目的であったとまでは言い難い

が、少なくとも東照宮や通信使に対する幕府の熱意が下がることによつて、以前のように通信使を対馬東照宮へ参詣させ、それを権現堂送使新設の口実とする計画に支障が生じたことは確かであるだろう。

因みに、かかる通信使招請の計画過程から類推すると、おそらく対馬藩は権現堂送使の新設も、東照宮に対する朝鮮側からの自発的な「香火」として幕府へ唱え、前述した「江戸送使の周旋」という形で認められようとしたのではないだろうか。そもそも、対馬藩は送使を新設すると、幕府へその事情を報告していた。しかし、東照大権現への供養という名目の権現堂送使は、「公儀」から名分を借りるものであり、対馬藩が独断に新設を推進するには無理があつたと考えられる。そのため、芳洲は権現堂送使という名称を避けて「堂供送使」と名付け、万松院送使に兼帯させる方式をとつたのである。さて、権現堂送使の新設要請は、前述のように万治三年（二六六〇）から通信使とは無関係に行われ、またほかの案件とともに提起される傾向が確認される。同年、権現堂送使の新設は達成されなかつたが、対馬藩は公作米支給要請を続け、五年間に限り公木四〇〇石（朝鮮枘）に換えることを約束されている。²¹

なお、万治期における倭館移館要請についても、その目的はもともと中断されていた公作米支給の催促にあり、それについて付随的な要求事項として出されたことが指摘²²されている。ここからみると、対馬藩は交渉における真の目的を達成するため、相手が受け入れ難い様々な選択肢を並べて朝鮮側を追い詰めていたのであり、権現堂送使もその一つであつたと考えられる。実現可能性が希薄になるにつれ、権現堂送使新設要請の性格がほかの外交案件を達成するための建前として変化していったといえよう。しかも、朝鮮側は「彼れ移館を以て言と為すと雖も、其の意、唯だ現堂^{（権現堂）}に在ることは無論²³」と、複数の要請事案のうち、対馬藩の本意は権現堂送使の新設にあると推測し、権現堂送使の件に最も氣遣つていたことが分かる。つまり、権現堂送使は朝鮮側に圧力をかける目的においては、最適な選択肢であつたのである。

① 『備辺司謄録』孝宗三年（一六五二）十一月十八日。

② 『分類紀事大綱』第一輯、巻五「訳官渡海」巻。

③ 鰐浦は対馬北端の浦であり、朝鮮からの使節が対馬藩府中へ赴く前に碇泊した場所である。

- ④ 『表書札方毎日記』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵 慶安五年(一六五二)「江戸状之跡付」。
- ⑤ 『分類紀事大綱』第一輯、卷五「訳官渡海」巻、承応二年(一六五三)正月六日之日帳。礼曹参議の書翰が持つ格式については、前掲第一章注⑨参照。
- ⑥ 『表書札方毎日記』、承応二年(一六五三)正月十七日。
- ⑦ 『辺例集要』巻一「送使」(韓国) 国立中央図書館所蔵 癸巳年(一六五三)七月。
- ⑧ 同右、癸巳年(一六五三)七月。
- ⑨ 『接待使目録抄』癸巳年(一六五三)閏七月。
- ⑩ 前掲「はじめに」注⑩山口論文、一三六頁。
- ⑪ 『接待倭人事例』上(韓国) ソウル大学奎章閣所蔵 乙未年(一六五五)四月二十六日。
- ⑫ 『分類紀事大綱』第一輯、卷五「訳官渡海」巻。以降、訳官使は対馬に派遣される度、万松院に参詣して権現堂へ拝礼し、その後万松院に安置された歴代將軍の位牌、さらに歴代藩主の廟所・位牌にも拝礼した。これらの儀礼は、対馬藩側の史料の中で「万松院宴席」と称されている(前掲第一章注⑱大場論文、三〇～三二頁。本稿では、この「万松院宴席」については略述し、別稿を通じて詳細な検討を期したい。
- ⑬ 前掲「はじめに」注⑩山口論文、一四〇頁。
- ⑭ 『歳船定奪膳録』第二(韓国) ソウル大学奎章閣所蔵 乙未年(一六五五)三月二日。
- ⑮ 『分類紀事大綱』第一輯、卷三三「権現堂御馳走一件」(表4)の一番。
- ⑯ 『分類紀事大綱』第一輯、附録「佐護式右衛門東萊江相談申入候趣」(表4)の六番。長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「東萊公二申談覚」と同一内容である。
- ⑰ 『分類紀事大綱』第一輯、卷三三「権現堂御馳走一件」(表4)の二番。
- ⑱ 『接待倭人事例』上、丙申年(一六五六)四月四日。
- ⑲ 近世の由緒について山本英二は、イエや村などの諸集団が、特定の政治権力との関係を起点として、自らを正当化するときの由来・事由であると定義している(山本英二「日本中近世史における由緒論の総括と展望」歴史学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二〇一〇年、一四頁)。
- ⑳ 『江戸藩邸毎日記』(東京大学史料編纂所蔵) 寛文三年(一六六三)六月六日。
- ㉑ 前掲「はじめに」注⑬田代論文、一五一頁。
- ㉒ 前掲「はじめに」注⑭尹論文、一七五頁。
- ㉓ 『接待倭人事例』上、壬寅年(一六六二)三月三十日。

三 権現堂送使の変容

(一) 朝鮮側の承諾と対馬藩の無理な要求

一方、対馬藩はその後にも権現堂送使の新設要請を続け、寛文六年（一六六六）に一旦は朝鮮側の許可を受けるに至る。しかし、対馬藩の無理な要求によって、権現堂送使の新設交渉は実現されることなく、頓挫してしまふ。本節では朝鮮側の史料からその経緯を検討し、権現堂送使をめぐる朝鮮側と対馬藩の主張に含められている両者の意図を明らかにしたい。権現堂送使に対する朝鮮側の立場は、「物力逮はず、決して聴し難し」とし、「減らすべき船を減らさずに、敢て請ふべからざることを請ふことは、殊に極めて拋無し^②」というものであった。この「減らすべき船」とは、義成の児名送使の彦三送使である。当時、対馬藩は藩主義成の後継者義真の児名を名乗る彦満送使を派遣していたが、いまだ彦三送使も廃止されずに残っていた。そのため、朝鮮側は貿易支出の負担を惹起する規外送使が多数存在する弊害を根拠とし、対馬藩の要請を断つたのである。ところが、義成死去の二年後である万治二年（一六五九）、対馬藩は彦三圖書を朝鮮側に還納した。それによって、朝鮮側が権現堂送使新設を拒絶する根拠がなくなったといえよう。〈表2〉をみると、暫く中止されていた対馬藩の要請がその翌年から再開されている。しかし、依然として朝鮮側は、対馬藩の要求を拒絶していった。このような状況が転期を迎えるのは、寛文六年の倭館館守仁位孫右衛門の介入からであった。^③

曾て丙申の間、差倭平成幸出来する時に在り、府使乃ち言はく、若し彦三船を減らせば、則ち当に権現堂船を設くべき是如^{いふ}（〜である）と。丁寧に説きしや。則ち今彦三圖書還納の後に到り、香火の資を終始牢塞すること、未だ其の由を知らず。

館守は、丙申年（一六五六）に朝鮮側が彦三送使を減らせば権現堂送使を新設すると述べたが、すでに彦三図書を還納したのに、未だに権現堂送使の新設を許さないのはなぜかと追及している。元来朝鮮側の立場は、規外送使が多いのに、新たな送使の増設はありえないというものであった。しかし、訳官の伝達に間違いが生じ、対馬藩はその言葉を、彦三図書を還納すれば権現堂送使を新設するという意味で受け入れ、彦三送使の廃止を権現堂送使新設の論拠としている。従来、朝鮮側が権現堂送使の新設を拒絶するために提起していた口実が、対馬藩の要求実現のための論理に転化したのである。かかる館守の言葉に対して朝鮮朝廷では、次のように議論している。^④

既に彦三図書を還納するの後、則ち我国今に到りて許さざるは、曲実我れに在り。且つ前後に給ふ所を以て、合わせて之れを計るに、則ち留芳院（流）の給ふ所の数は、布五十同、彦三図書の給ふ所は、又た三十同なり。今、此の権現堂の給ふ所、若し兩院の数に加へざらば、則ち費やす所亦た多からず。（朝鮮国王顕宗）上曰く、七八十同の布を以て給ふことを許し、之れをして少しく万松院の数に加へしめば、則ち可なり。

朝鮮側は、自身に非があるため、対馬藩の要請を受容せざるをえないとしている。さらに、権現堂送使の公貿易量として、柳川一件の後に廃止された流芳院送使と、彦三送使の分量を合わせる公木七〇同を策定することを提案し、国王顕宗も万松院送使よりは多い公木を支給するように許可している。その後、朝鮮側は権現堂送使の公木量を一〇〇同に増額したが、同時に「今若し送使を減らさんと図らば、則ち弊を大いに除かん」というような議論もあった。交渉に行き違いがあったので、権現堂送使の新設は仕方ないが、可能であればほかの送使を削減し、対馬藩との公貿易による支出を減らそうとする朝鮮側の立場がうかがえる。

〈表1〉を参照すると、権現堂送使に策定された一〇〇同の公木量は、送使全体の公木量である約一〇〇〇余同の一〇

分の一に該当し、対馬藩にとつて十分利益^⑥になるといえよう。しかし、以前から権現堂送使の新設要請を司り、一時帰国の後に再渡海した差倭井手弥六左衛門は、交渉の推移を訊官から聞いた後、朝鮮側が承諾した公木量一〇〇同に否定的な反応を示した。また、「権現堂乃ち日本国君なり。島主乃ち其の臣たるのみ。国君の前に贈る所の物、反て島主の公貿易を処する数より小さければ、則ち島主將た晏然^安に之れを受け、江戸に報知せんや。之れを許さず^⑦に如かず」と、「国君」であつた東照大権現へ供養する物量が十分でなければ、藩主が幕府に報告することができなくなると述べているのである。このような対馬藩の反応に対して朝鮮朝廷では、次のように議論している。^⑧

権現堂の請、決して副へ従ひ難し。而るに朝廷特に島主懇迫の意を念ひ、特に百同を許す。則ち感祝の不暇に当ると雖も、而るに称して以て国君の受くる所、反て島主の受くる所より小さは是如^{이다}爲^하白乎^하跡^오（〜であるとしながら）、島中年例の公賣木の都ての数の内、副官の受くる所を除けば、則ち其の余りは八百余同、乃ち島主の受くる所なり。今、此^{權現堂}の現堂の請、八百同の上に加え、然る後、以て収了すべし。

ここからみると、対馬藩の度重なる要請によつて朝鮮側も譲り、権現堂送使に一〇〇同の公木量を許したにもかかわらず、八〇〇同余以上の公木量を求める対馬藩の態度を歎いている。「島主の受くる所」の八〇〇同の公木量とは、送使全体の一〇〇〇同の中で藩家臣が派遣する名目である副特送使の二〇〇同を除く分量であり、「国君」への「香火の資」である権現堂送使はそれより多く策定すべきであるというのが対馬藩側の主張であつたのである。しかし、対馬藩の訴えにもかかわらず、朝鮮側は対馬藩の主張がもつての外であるとし、交渉は中止された。

翌年正月、対馬藩は訊官使へ権現堂の件について「朝鮮令御心入之儀与申、此段者公儀江御案内申上事二候間、弥公儀之御恰合能^⑨」くするように仲裁を頼み、交渉を続ける余地を残している。朝鮮側は、権現堂送使に公木量の配慮はしてい

るが、あくまでも対馬藩が営む「送使」として取り扱っていた。一方、対馬藩にとつてそれは、すでに実現の可能性が希薄なものであった。そして対馬藩は、権現堂送使は「国君」の香火であり、一〇〇の公木量だけでは「公儀」が納得しえないと訴えながら、無理な公木量を要請することで、朝鮮側を当惑させているのである。

（二）寛文期における「公儀」の外交事案と権現堂送使

以後、対馬藩は権現堂送使の公木量増大要請を続けながら、それ以外の外交事案を交渉していく。本節では、その推移を検討してみよう。

寛文年間における対馬藩の代表的な交渉事案は、倭館移館と公作米支給であった。己酉約条によって、倭館は釜山の豆毛浦に設けられたが、対馬藩はより広い敷地を求め、倭館の移転を朝鮮側に要請した。しかし、朝鮮側は倭館移館に反対の意向を示していた。その中で対馬藩は、寛文七年に大規模な武器密輸組織が朝鮮へ船を送り、幕府が海外流出を厳禁する硫黄・武器などを売買した、いわゆる「抜船一件」^⑩に結び付け、倭館の敷地が悪いので潜商が犯され、移館が必要であると幕府にアピールし、結局承諾を受けることに成功した。さらに朝鮮に対しては、移館が「幕命」であることを前面に押し出し、積極的に迫っている^⑪。その交渉によって、対馬藩は倭館を拡張・移転することを寛文十三年（一六七三）に朝鮮側から許され、延宝六年（一六七八）に草梁倭館を完工した。

このように、藩の利益をもたらす外交事案を処理するため、対馬藩はそれを幕府へ報告して指南を受けた後、「公儀」の指示と称して朝鮮との交渉に臨んでいたのである。一方、〈表2〉を参照すると、寛文中葉には実際に幕府から指示を受けた外交事案（B・C）も朝鮮との交渉の場に登場している。このような「公儀」の事案と同時に、対馬藩は藩の懸案（D・E）、また権現堂送使の件を朝鮮側に要請していた。

寛文期における「公儀」の外交案件は、まず朝鮮側に抑留されていたオランダ漂流民の送還要請^⑫（B）があった。承応

二年（一六五三）、長崎に向かっていたオランダ人三六名が遭難して朝鮮の済州に漂着し、朝鮮側に抑留された。それから一三年後の寛文六年、漂流民の中で八人が脱走し、平戸を経て長崎に至った。この事実は幕府にも伝えられ、幕府は対馬藩に朝鮮側と交渉し、朝鮮に残っているオランダ人を送還させることを命じた。対馬藩の交渉によって、彼らは翌年日本に送還された。その最中、幕府は朝鮮に抑留されているオランダ人がキリシタンではないかを調べるように、朝鮮側へ要請することを対馬藩に指示した。次の史料は、対馬藩の質疑に対し、朝鮮側の議論の様子がうかがえるものである。¹³

今此れ阿蘭陀^{〔陀〕}の日本に漂到するなり。閔白^{〔將軍〕}、我国に留在する者の耶蘇に非ざるを知る。而るに此れを執りて言と為し、以為へらく権現堂香火の資を求索せんと。差倭出來し、館に留まること四十日なり。

このように朝鮮側は、オランダ人がキリシタンではないことを將軍が知っているにもかかわらず、権現堂送使の件を達成するために倭館に留まる口実として、差倭がオランダ人の件に言及していると推測している。このような朝鮮側の反応は、対馬藩が幕府からの指令によるオランダ人送還交渉とともに、権現堂送使の新設を要請したことによるのであろう。この史料における「権現堂香火の資」について中村栄孝は、対馬藩が「日光廟香火の資を得べき貿易船額の増加」を要請した¹⁴とし、また申東珪は、権現堂を用いた「対馬藩の貿易拡大に対する意図」であると指摘している。¹⁵しかし、この時点は対馬藩が権現堂送使に八〇〇同の公木量を要請した後であり、すでに権現堂送使の件は差倭が倭館に滞留する口実として転化していたといえよう。一方、差倭の井手弥六左衛門は以降長期間倭館に残留し、翌年三月からは倭館移館や公作米関連交渉を加え、再び交渉に臨んでいることが〈表2〉から確認される。したがって、対馬藩はオランダ人の取調べを要請して朝鮮との交渉を開始し、権現堂送使の新設要請を続けることで、交渉を長期化させたと考えられる。もちろん、交渉における対馬藩の真の目標は、倭館移館や公作米関連交渉の方であったと考えられる。

次に、対馬藩は寛文七年三月、差倭を通じて「江戸より横目及び上使員役并せて二十一人出来す。適家康の死日に値ひ、当に権現堂に香を焚くべし」とし、その際に使う「大画燭十五柄」を朝鮮側に要請した。^⑩ 朝鮮側はその要求量が些少であるので支給を許している。^⑪ ここに含まれている対馬藩の意図は、幕府が派遣した巡見使が権現堂に参詣すると朝鮮側に唱え、権現堂が「公儀」と結び付いていることを認識させ、交渉カードとしての有効性を生かすことであると考えられる。

さらに、対馬藩は抜船一件についても幕府の指令を受け、朝鮮側の取締りが不十分であったことを追及（C）していた。寛文八年十一月には一連の追及結果を幕府に報告し、「既往は咎めず、今後を戒めるようにとの趣旨の書簡を朝鮮側に伝える」^⑫との指図を幕府から受けている。

ところが、その後、差倭の弥六左衛門は次のように朝鮮側と交渉している。^⑬

（井手弥六左衛門）
差倭橋成陳、茶礼の時言ふに、硫黄の事、島主極力に周旋し弥縫す。潜商船の載する所の物、但だ硫黄に不ずして、且つ鳥銃・環刀・甲冑等の物有りと云ふ。其の数を聞くと願ひ、且つ移館の事及び権現堂・公作米復旧の事を云ふ。

弥六左衛門は茶礼の席を借り、潜商船には硫黄のほかにも武具が載せられていたとし、再び朝鮮側を追及するとともに、倭館移館や公作米復旧、また権現堂送使の件を加えて要請しているのである。抜船一件について、荒野泰典は「対馬藩が双方をまるくおさめて、朝鮮側の心証をよくしようとした理由は、倭館の移転問題である」と述べているが、その処理過程を微視的に分析すると、時には対馬藩が事件を再論し、朝鮮側を圧迫している事実が確認される。

かかる状況は、対馬藩が朝鮮との交渉の場において「公儀」の意向を独断で加減し、藩の懸案を解決する手段として活用していたことを示唆する。加えて、表向きの人送還や抜船一件とは別に、権現堂送使もまた対馬藩が狙っている要請事案へと朝鮮側の譲歩を誘導する一つの選択肢として提示されたと考えられる。結局、朝鮮側は「権現堂請船、彼

れの大欲する所、専ら此れに在り」²¹⁾として権現堂送使の件は退けたが、公作米支給は三年限りの条件で許している。朝鮮側が最も負担に感じていた権現堂送使の件を前面に立てること、対馬藩は要請事項の一部を達成するに至ったのである。

(三) 「公儀」の表象になった権現堂送使

〈表2〉を参照すると、寛文十年(一六七〇)二月から権現堂送使の新設要請は、当分止まっていることが分かる。本節では、そのような空白期が現れた理由と、空白期以降の権現堂送使新設交渉について考察したい。

対馬藩が権現堂送使について言及していないことに対し、朝鮮国王顓宗は「向者、移館を以て主と為して、遂に^{〔権現堂〕}の請を止む」と指摘している。すなわち、対馬藩の本意が倭館移館にあったため、それを達成すると権現堂送使については一切言及しなくなったことを、朝鮮側も気づいたことが分かる。ところが、草梁倭館の完工から四ヶ月後の延宝六年(一六七八)七月、対馬藩は「権現堂様御馳走」について朝鮮朝廷からの返答を求める書簡を訳官へ送るように差倭へ指示した。²⁴⁾翌年、差倭の弥六左衛門は「島主の江戸の行、已に迫るも、尚ほ面答無し。何の辞を將て大君に告知せんや」と、朝鮮側の答えがなければ、権現堂送使の件について藩主が將軍に告げることができないと述べた。それに対して朝鮮朝廷は、「繼いて移館の請を發し、館の役才に畢るも、更に提起を為し、狡倭の情状、殊に甚しく、痛み駿し」と嘆いている。

ところで、権現堂送使は実現し難いものであったが、対馬藩は貿易量増進のため、依然として新たな送使を求める必要があった。そのため、この頃から藩主の息子右京(宗義倫)の名義で、凶書の支給(F)を朝鮮側に要請していることが〈表2〉から確認される。したがって、対馬藩は権現堂送使の件を建前として、送使新設の名分が自給でき、幕府にも報告が容易である児名送使の新設を進めるために活用していったと考えられる。

その後、対馬藩は天和四年(一六八四)にも、差倭田嶋十郎兵衛を通じて、権現堂送使に関わる交渉を行っている。²⁵⁾

「権現堂香火の資を得んと請ふこと、今三十余年に至る。中間に許す所有りと雖も、其の數零星たる乙仍于을지스르（よ）よって、敢へて江戸に聞かせず為有在果하있견과（よ）であるのみならず、閔白毎に此の事を以て島主に問ひ、答ゆべき辞無く、既已に悶えを為す是如乎이다은（よ）といふので、今年二月晦の前、島主当に江戸に入往を為すべけれども、閔白必ず問ひ有り、更に托託けを推し難し。

差倭は「権現堂香火の資」について將軍から質問があつたので、藩主が返答に窮したと朝鮮側に述べている。しかし、「敢へて江戸に聞かせず」と、権現堂送使についてまだ幕府に詳しく報告していない状況を白状している。

当時、権現堂送使新設要請に伴つた案件は、右京図書支給、焼失した館守屋の再建、そして諸般外交事項を相談するために訳官を倭館へ派遣すること、以上の三つであつた。このうち、館守屋の再建は朝鮮側が承諾するに至つたが、対馬藩は残る要請事項をめぐつて交渉を続け、「権現堂香火の資」の件については次のように述べている。①

今の閔白閔の素性峻急にして、問ふて此の事に及ばば、辞を答ふべきもの無し。如或暴怒せば、小くては責の島主に及び、大きくては通易に至らん。島主の患、則ち其れ朝鮮に在り。亦た何の顔面たらん。曾て信使在島の時に於て、閔白此の意を以て島主に分付し、之れをして信使に稟し定めせしむ。而るに島主以為へらく、煩ひ使臣の行心に達すること、甚だ未だ安かるべからずと、周旋を姑く置く。

差倭は天和二年に通信使が来日した際、將軍綱吉が「此の意」（権現堂香火の資）について藩主に申し付けたが、通信使に煩いをかけないため、要請を見送つたと述べている。また、將軍の催促にもかかわらず、交渉が難航することで藩主に禍が及べば、朝鮮も面目がなくなると訴えている。

天和二年からは、過去三回にわたる通信使の日光参詣が廢止された。その状況に基づいて、対馬藩は通信使の日光参詣

の代わりとして、將軍が藩主に権現堂送使の件を命じたと主張しているのである。なお、差倭は「薩摩、琉球の至少（小）の国を以て扶くる所、尚ほ優る。貴国、前の関白（將軍）より義を交じたるは如何」と述べた。琉球慶賀使の場合、日光參詣が廃止された後も薩摩藩の引導下に東叡山寛永寺へ參詣する東照宮儀礼が残存していた。対馬藩はその事例を挙げ、朝鮮側から東照大権現に呈する新たな儀礼として、権現堂送使の新設を催促したのである。

一方、綱吉は朝鮮通信使による東照大権現への拝礼に対し、虚礼であつて真実の信仰ではないとし、否定的な立場を示していた。にもかかわらず、対馬藩は將軍の性情まで述べながら、以前よりも強く権現堂送使について朝鮮側にアーピルしたのである。このような対馬藩の強引な要請に対し、朝鮮側は「或いは言はく、渠の自躬進み、乃ち敢へて重きを関白（將軍）に藉りて、至りて以て島主等の語を通易す。張皇にして恐喝すること、顯かに脅持の計有り」とし、権現堂送使の件は、ただ対馬藩が將軍の名を借りて脅迫することであると推測している。朝鮮側は、権現堂送使の件が対馬藩独自の要請に過ぎないことを見抜いていたのである。

ところが、対馬藩の本意はほかの事案にあり、権現堂送使はただ交渉を続ける口実であつた。実際、権現堂送使の新設要請は天和四年をもつて一段落し、享保年間に雨森芳洲がかつて朝鮮側から一度承諾を受けたという事実を挙げて復活させるまでに見受けられないが、右京圖書の支給要請は後にも続けられた。そもそも権現堂送使は、東照大権現に対する朝鮮からの供養を代行するというものであつた。したがつて、通信使の日光參詣が廃止されたことにより、もはや送使の名分も通用し難くなつたため、それ以上は対馬藩が権現堂送使の新設を朝鮮側へ訴えるにも無理があつたと考えられる。すなわち、天和期における交渉は、対馬藩が権現堂送使を建前として活用する最後の機会であつたといえよう。

なお、寛文期の場合、対馬藩は「公儀」の指示を皮切りにして朝鮮との交渉を開始することができたが、天和期に「公儀」の外交事案は存在しなかつた。かかる状況下で、対馬藩は権現堂送使に將軍の意が含まれていると唱え、交渉の糸口としようとしたのである。要するに、この時期における権現堂送使は、対馬藩が朝鮮との交渉の場で「公儀」の存在を喚

起させる表象であったと考えられる。

- ① 『接待倭人事例』上、癸巳年（一六五三）六月十五日。
- ② 『辺例集要』巻一「送使」丙申年（一六五六）五月。
- ③ 同右、丙午年（一六六六）五月。以下、朝鮮側の漢文史料における史説は、ハングル音をルビで掛け、現代日本語でその意味を括弧に記入した。
- ④ 『朝鮮王朝実録』顯宗（改修）七年（一六六六）五月十八日。
- ⑤ 『接待倭人事例』下、丙午年（一六六六）九月十六日。
- ⑥ 公木一疋当りに米五斗（朝鮮斛）で換算し、京杓で計算（1:0.58）すれば、権現堂送使に策定された公木量一〇〇同は、米で一四五〇石になる。その交換率は、ルイス・ジェイムス「近世朝鮮人の日本観——倭館における公貿易・接待の費用を例示として——」（『年報朝鮮学』二、一九九二年、三七頁、前掲「はじめに」注⑬田代論文（一五一頁）参照。
- ⑦ 『辺例集要』巻一「送使」丙午年（一六六六）十一月。
- ⑧ 同右、丙午年（一六六六）十一月。
- ⑨ 「寛文七丁未年訳官金同知崔判事渡海正月廿八日出宴席之時申渡候覚書之控」（韓国）国史編纂委員会所蔵。
- ⑩ 抜船一件については、荒野泰典「小左衛門と金右衛門——地域と海禁をめぐる断章——」（『網野善彦他編『海から見た日本文化』小学館、一九九二年）、尹裕淑「十七世紀日朝間 日本製 武器類の交易斗密売」（韓国）『史叢』六七、二〇〇八年）、酒井雅代「寛文抜船一件からみる日朝関係」（『歴史評論』七四三、二〇一二年）などを参照。
- ⑪ 前掲「はじめに」注⑭尹論文、一七七頁。
- ⑫ オランダ漂流民送還については、中村英孝「オランダ船の漂着をめぐる交渉」（前掲第一章注①著書）、山本博文「沿岸防備体制とキリシタン禁制」（『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五年）、申東珪「日本のユリスド（キリスト）教禁制要請斗 漂着異国船 処理」（『近世 東아시아（アジア）속의 日・朝・蘭 國際關係史』〔韓国〕景仁文化社、二〇〇七年）などを参照。
- ⑬ 『朝鮮王朝実録』顯宗（改修）八年（一六六七）二月二十六日。
- ⑭ 前掲注⑫中村論文、四三三頁。
- ⑮ 前掲注⑫申論文、三三三頁。
- ⑯ 『接待使目録抄』丁未年（一六六七）三月。
- ⑰ 『接待倭人事例』下、丁未年（一六六七）四月四日。
- ⑱ 前掲注⑩荒野論文、四二〇頁。
- ⑲ 『接待使目録抄』己酉年（一六六七）十二月。
- ⑳ 前掲注⑩荒野論文、四二三頁。
- ㉑ 『別差倭贈録』四（韓国）ソウル大学奎章閣所蔵）庚戌年（一六七〇）正月二日。
- ㉒ 『接待使目録抄』庚戌年（一六七〇）二月。
- ㉓ 『承政院日記』顯宗十四年（一六七三）七月五日。
- ㉔ 『分類紀事大綱』第一集、巻三三「権現堂御馳走一件」（表4）の五番。
- ㉕ 『辺例集要』巻一「送使」己未年（一六七九）三月。
- ㉖ 『裁判差倭贈録』一（韓国）ソウル大学奎章閣所蔵）甲子年（一六八四）二月二日。
- ㉗ 同右、甲子年（一六八四）二月二十三日。
- ㉘ 同右、甲子年（一六八四）二月二十三日。
- ㉙ 前掲「はじめに」注⑧真榮平論文、三六頁。
- ㉚ 前掲「はじめに」注⑤野村著書、二八六頁。

③① 『裁判差倭曆録』一、甲子年（一六八四）二月二十三日。
③② 右京図書の支給要請は、義倫が藩主になる元禄五年（一六九二）ま

で続けられたが（『刃例集要』巻一「送使」）、彦満図書を還納しなかつたことが朝鮮側に責められ、達成には至らなかつた。

おわりに

諸藩の東照宮勸請は、幕府の権威が藩を動かした結果として見做されやすいが、むしろ藩が自発的に東照宮を勸請し、藩政の中で活用した側面も見受けられ、対馬藩も同じ傾向を示している。だが、特筆されるのは、対馬藩が国交回復に貢献したとされる東照大権現に対する供養を名目として、権現堂送使の新設を朝鮮側に要請したことである。東照宮を権威の側面だけでなく、藩財政という現実的な側面にまで活用した点に、対馬藩の特質がうかがえる。

権現堂送使の新設は、訳官吏の対馬東照宮拝札や通信使の日光参詣が行われる状況の上で企てられたことである。しかし、寛文期に入ると、幕府は既存の東照宮や通信使をめぐる政策に消極的な姿勢を示すようになった。それによって、対馬藩の計画にも蹉跌が生じたのである。一方、朝鮮側にとって、藩が私的に勸請した東照宮の存在は、理解し難いものであった。また、権現堂送使に対しても朝鮮側は、あくまでも対馬藩の営む送使として取り扱っていた。かかる状況下で、対馬藩は送使船の増設が招く貿易支出への負担に対する朝鮮側の敏感な反応に食い込み、対馬東照宮が「国君の願堂」であるという点を強調して要請を続けながら、ほかの外交事案を処理する時間を稼いだり、また権現堂送使を一種の選択肢とし、朝鮮側に圧力をかけたりすることで、交渉を有利に導いていった。

そもそも権現堂送使の名分は、「公儀」から借りたものであるといえよう。対馬藩はそれを幕府には報告せずに、藩財政を拡充する手段とし、またそれ以外の案件を達成するための交渉カードとしても転用していたのである。さらに、権現堂送使をめぐる交渉の中でみられるように、対馬藩には朝鮮や幕府の意思を任意に作り出し、自分の利益のために活用していた。要するに、権現堂送使の新設交渉過程を通じて、幕府と朝鮮との関係を仲介しながらも、独自の動きを繰り返していた。

広げていた、近世日朝関係における対馬藩の主体性が見受けられるといえよう。

最後に言及したいのは、本稿で照射した権現堂送使は、国交回復という淵源から始まる東照大権現と藩祖義智、そして朝鮮との関係を体现したものであったということである。それに関わる対馬藩のレトリックからは、日朝関係における藩の役割を定めたとされる東照大権現への記憶を刻印させる装置として対馬東照宮が機能していたことが読み取れる。とすると、権現堂送使新設の正当性を朝鮮側に説得する過程は、対馬藩が自分の位置づけや藩の成立の起源を反芻する経験にもなったと考えられる。このように、東照大権現という存在が対馬藩の自己認識の形成において、以降どのように役立つていったのかを、今後の課題としておきたい。

【付記】史料調査の際、長崎県立対馬歴史民俗資料館、大韓民国国史編纂委員会の皆様の御高配を賜りました。末筆ながら、記して御礼申し上げます。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

Japan-Joseon Relations in the Latter Half of the 17th Century
and the Tsushima Domain, Focusing on the Negotiations
for the Establishment of the Gongendō Annual Ship

by

LEE Haejin

During the Edo period, the economy of Tsushima domain relied heavily on trade with Joseon. To increase trade volume with Joseon, Tsushima planned to establish additional annual ships 送使 that would be dispatched from Tsushima to Joseon and responsible for foreign diplomacy and trade. This article focuses on one such effort, the Gongendō 権現堂 annual ship that Tsushima requested Joseon to initiate.

The ostensive purpose of the Banshōin 万松院 annual ship, the precedent for the Gongendō annual ship, had been to donate expenses for condolences to the first lord of the domain, Sō Yoshitoshi, who was recognized by Joseon as the restorer of amicable relations between the two states. Tsushima in similar fashion requested that Joseon institute an annual ship for the Gongendō (the Tsushima Tōshōgū), the professed purpose of which would be to cover the cost of offerings to Tōshō Daigongen, who was regarded as having brought about peace between the two countries. Strikingly, although it should have required the approval of the bakufu, Tsushima arbitrarily used the rationale of the Joseon's condolences to Tōshō Daigongen as an excuse to increase trade.

Meanwhile, since the addition of annual ships would mean a greater trade deficit, Joseon refused Tsushima's request. Hence, Tsushima first asked that Joseon's interpreter-envoys 訳官使 and diplomatic missions 通信使 make a pilgrimage to the Gongendō. This was to gain legitimacy for the institution of the Gongendō annual ship through the establishment of official rites conducted by Joseon at the Gongendō. Well aware of Tsushima's intentions, Joseon opposed this and the plan failed.

After persistent requests, Tsushima finally succeeded in obtaining Joseon's agreement to establish the Gongendō annual ship. However, as the bakufu's attitude towards the Joseon diplomatic missions and Tōshōgū had grown

lukewarm, it became unclear whether Tsushima could successfully obtain the bakufu's approval of the new annual ship for the Gongendō. Accordingly, Tsushima had no choice but to abandon its plan for the establishment of the Gongendō annual ship. Despite all of this, Tsushima continually requested that Joseon add the amount of trade that would have been previously approved by Joseon. Tsushima claimed it was difficult to receive authorization from the bakufu as the current amount of trade sanctioned by Joseon was inappropriate for a shrine for the late Shōgun. Knowing that the Gongendō annual ship was merely for the benefit of Tsushima, Joseon rejected Tsushima's plea. Consequently, the negotiations remained deadlocked.

However, the true objective of Tsushima was to use the negotiations surrounding the Gongendō annual ship to gain advantage in other diplomatic matters. In the latter half of the 17th century, issues pertinent to Tsushima's interests, such as relocation of the Japan House 倭館 and the payment of official trading rice 公作米, were being negotiated with Joseon. Moreover, in this period, talks related to the repatriation of the Dutch and the case of a smuggling ship 拔船 were also in progress with Joseon by order of the bakufu. Knowing that issue of the Gongendō annual ship was the most burdensome one for Joseon, Tsushima took advantage of this, using it as a diplomatic card to pressure Joseon. Indeed, whilst Joseon stubbornly refused to establish the Gongendō annual ship, it had no choice but to agree on other matters. Furthermore, Tsushima claimed that initiation of the Gongendō annual ship was the order of the shōgun, and used this as an excuse to achieve other goals. Without approval from the bakufu, Tsushima still employed the issue of providing offerings for Tōshō Daigongen as a tool to serve its own interests.

In sum, whilst taking charge of diplomatic issues and trade relations with Joseon on behalf of the bakufu, Tsushima simultaneously satisfied its own interests. Thus, we can identify in these actions the autonomy of the Tsushima domain.